

○個人情報の保護に関する法律に基づく検査等の権限に属する事務取扱要綱の制定について

令和5年3月28日

道本総第4661号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。）及び都道府県暴力追放運動推進センター（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項に規定する都道府県暴力追放運動推進センターをいう。））に対して行う検査等の権限に属する事務手続については、「個人情報の保護に関する法律に基づく検査等の権限に属する事務取扱要綱の制定について」（令4.8.3道本総第1602号。以下「旧通達」という。）により処理することとしていたところであるが、道警察を含む地方公共団体の機関を対象としたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条による法の改正部分が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに別添のとおり「個人情報の保護に関する法律に基づく検査等の権限に属する事務取扱要綱」を制定し、令和5年4月1日から実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

別添

個人情報の保護に関する法律に基づく検査等の権限に属する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づく漏えい等の報告、立入検査等の権限に属する事務等（以下「検査等事務」という。）の実施及びその他の個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定するもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 委任事業者 国家公安委員会が所管する事業分野のうち、法第150条第1項の規定により国家公安委員会に権限が委任されている個人情報取扱事業者等であって、委任事業者一覧表（別表）の事業者欄に掲げる事業者をいう。
- (2) 委任事業所管課長 委任事業者に関する事務を所管する警察本部の所属の長（委任事業者一覧表の所管課長欄に掲げる所属の長）をいう。
- (3) 警察庁委任事業所管課長 国家公安委員会が所管する事業分野のうち、法第150条第1項の規定により国家公安委員会に権限が委任されている事業分野を所管する警察庁の内部部局の課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）の長をいう。
- (4) 立入検査等 法第146条第1項の規定により、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報若しくは個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入り、個人情報等の取扱いに関し質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することをいう。

第3 検査等事務の権限の行使

1 漏えい等の報告等に係る事務

(1) 北海道公安委員会への報告

委任事業所管課長は、担当する事業分野の委任事業者から、次に掲げる事案（以下「個人データ等の漏えい等事案」という。）が発生した旨の報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容その他参考となるべき事項を北海道公安委員会へ報告するとともに、警察本部総務課長（以下「総務課長」という。）に連絡するものとする。

(ア) 委任事業者が取り扱う個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第7条で規定するもの（以下「漏えい等」という。）

(イ) 委任事業者が取り扱う削除情報等（規則第32条第1号に規定する削除情報等をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい等

(ウ) 委任事業者が取り扱う加工方法等情報（規則第35条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい等

(エ) 上記(ア)から(ウ)までの事項のおそれ

(2) 警察庁委任事業所管課長への報告

委任事業所管課長は、前事項に定める報告を行ったときは、政令第35条第1項の規定に基づき、直ちに、委任事業者における漏えい等発生報告書（別記第1号様式）により、警察庁委任事業所管課長に報告するものとする。

なお、当該報告を受けた警察庁委任事業所管課長は、警察庁長官官房総務課を介して、直ちに、当該事項を個人情報保護委員会に報告することとなる。

(3) 個人情報保護委員会への報告の教示

権限が委任されていない事業分野の個人情報取扱事業者を所管する警察本部及び各方面本部の所属の長が、当該事業者等から個人データ等の漏えい等事案が発生したとの報告を受けたときは、個人情報保護委員会へ報告するよう教示するとともに、総務課長（当該事業分野を所管する各方面本部の所属の長は、当該事業分野を所管する警察本部の所属の長を経由）に連絡するものとする。

2 立入検査等の実施に係る事務

(1) 立入検査等の実施基準

立入検査等は、委任事業者が法第4章第2節から第4節までに規定する個人情報取扱事業者等の義務に違反する行為があると認められる場合など、個人情報取扱事業者等の義務の履行の確保に必要なと認められるときに、当該義務の履行の確保に必要な限度において実施するものとする。

(2) 北海道公安委員会への報告

委任事業所管課長は、立入検査等を実施しようとするときは、あらかじめ総務課長と協議の上、北海道公安委員会に報告するものとする。

(3) 警察庁委任事業所管課長への事前通知

委任事業所管課長は、前事項に定める報告を行ったときは、実務に支障が生じない範囲で、あらかじめ、その概要を警察庁委任事業所管課長に通知するものとする。ただし、あらかじめ警察庁委任事業所管課長に通知することが困難な場合は、立入検査等を実施した後、可及的速やかに、その概要を警察庁委任事業所管課長に通知するものとする。

なお、当該通知を受けた警察庁委任事業所管課長は、警察庁長官官房総務課を介して、当該事項を個人情報保護委員会に通知することとなる。

(4) 報告又は資料の提出要求

委任事業所管課長は、立入検査等のうち、報告又は資料の提出を求めるときは、対象となる委任事業者を代表する者又はこれに代わる者（以下「委任事業者の代表者等」という。）に対し、報告・資料提出要求書（別記第2号様式）を送達して行うものとする。この場合の送達の方法は、法第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、第163条並びに第164条の規定によるものとする。

(5) 立入り、質問又は検査の実施

委任事業所管課長は、立入検査等のうち、立入り、質問又は検査を実施するときには、対象となる委任事業者の代表者等に対し、立入り、質問又は検査を実施する旨を口頭で告知して実施するものとする。

(6) 留意事項

委任事業所管課長は、立入検査等を実施するときには、次の事項に留意すること。

(ア) 立入検査を実施する際は、実施する職員に警察手帳又は身分証明書を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させること（法第146条第2項関係）。

(イ) 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと（法第146条第3項関係）。

(ウ) 立入検査等の実施に当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることをないようにすること（法第149条第1項関係）。

また、法第57条第1項各号に掲げる者が当該各号に規定する目的で個人情報等を取り扱う場合に、当該者に対して個人情報取扱事業者等が個人情報等を提供する行為については、立入検査等を実施しないこと（法第149条第2項関係）。

(7) 北海道公安委員会に対する報告

委任事業所管課長は、立入検査等を実施したときは、その結果及び適切な措置の求めの必要性について、速やかに北海道公安委員会に報告するとともに、総務課長に連絡するものとする。

(8) 警察庁委任事業所管課長に対する報告

委任事業所管課長は、立入検査等を実施したときは、政令第35条第1項の規定に基づき、その結果を1か月ごとに（法第4章第2節から第4節までの規定に違反する行為があると認めるときは直ちに）権限行使報告書（別記第3号様式）により、警察庁委任事業所管課長に報告するものとする。

なお、当該報告を受けた警察庁委任事業所管課長は、警察庁長官官房総務課を介して、当該事項を個人情報保護委員会に報告することとなる。

第4 適当な措置の求めの報告

1 委任事業所管課長による適当な措置の求めの報告

委任事業所管課長は、担当する事業分野の委任事業者が法第4章第2節から第4節までに規定した義務に違反する行為があると認めるときその他当該委任事業者による個人情報等の適正な取扱いを確保するため、法第147条に規定する権限又は法第148条各項に規定する権限を行使する必要があると認めるときは、法第151条の規定に基づき、警察庁委任事業所管課長に適当な措置を執るよう求める旨の報告を行うものとする。

なお、当該報告を受けた警察庁委任事業所管課長は、警察庁長官官房総務課を介して、当該事項を個人情報保護委員会に報告することとなる。

2 権限が委任されていない事業分野の個人情報取扱事業者等を所管する警察本部及び各方面本部の所属の長による適当な措置の求めの報告

権限が委任されていない事業分野の個人情報取扱事業者等を所管する警察本部及び各方面本部の所属の長は、担当する事業分野の個人情報取扱事業者等が法第4章第2節から第4

節までに規定する個人情報取扱事業者等の義務に違反していると認められる場合など、当該事業者等に対し、立入検査等の権限又は法第147条に規定する権限若しくは法第148条各項に規定する権限を行使する必要があると認めるときは、速やかに当該事業分野を所管する警察庁の内部部局の課の長（当該事業分野を所管する各方面本部の所属の長は、当該事業分野を所管する警察本部の所属の長を経由）に対し、適当な措置を執るよう求める旨の報告を行うものとする。

なお、当該報告を受けた警察庁の内部部局の課の長は、警察庁長官官房総務課を介して、当該事項を個人情報保護委員会に報告することとなる。

※別記様式は省略

別表

委任事業者一覧表

関係法令	番号	事業者	所管課長
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	1	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	警察本部警務課長
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	2	公益財団法人北海道暴力追放センター	警察本部組織犯罪対策局捜査第四課長